

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）の記入例

雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）

様式第5号（第7条関係）

① 被保険者番号	4 9 0 0 - 1 0 2 0 3 0 - 4	③ フリガナ	ヲリガナ	④ 離職年月日	令和 3 年 10 月 17 日	
② 事業所番号	4 9 0 0 - 9 8 7 6 5 4 - 3	離職者氏名	適用 優子	年月日		
⑤ 名称	株式会社 雇用保険 池袋支店		⑥ 離職者の	〒 359-0042		
事業所所在地	豊島区東池袋 3-5-13		住所又は居所	埼玉県所沢市並木 6-1-3		
電話番号	03-3987-8609			電話番号 (04) 2992 - 8609		
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。			※離職票交付 令和 年 月 日 (交付番号 番)			
住所	東京都千代田区豊が関 1-2-2					
事業主氏名	株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用太郎					
離職の日以前の賃金支払状況等						
⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑩の期間における賃金支払基礎日数	⑪ 賃金支払対象期間	⑫ 賃金額	⑬ 備考		
					⑩の基礎日数	⑫ 賃金額
⑨ 一般被保険者等	⑩ 短期雇用特例被保険者		⑫ A	⑫ B	⑫ 計	
離職日の翌日	10月18日					
9月18日～離職日	離職月 22日	10月1日～離職日	17日	157,000		⑬「備考」 ・参考事項を記入してください。 例えば、賃金未払、休業、賃金締切日変更等。 ・離職日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄の日数が11日以上完全月（例：8月18日～9月17日）が12か月以上（高齢被保険者及び短期雇用特例被保険者の場合は6か月以上）ない場合、または、⑩欄の日数が11日以上完全月が6か月ない場合は、⑨欄及び⑩欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。
8月18日～9月17日	月 22日	9月1日～9月30日	22日	250,000		
7月18日～8月17日	月 22日	8月1日～8月31日	22日	250,000		
6月18日～7月17日	月 22日	7月1日～7月31日	22日	250,000		
5月18日～6月17日	月 22日	6月1日～6月30日	22日	250,000		
4月18日～5月17日	月 22日	5月1日～5月31日	22日	250,000		
3月18日～4月17日	月 22日	4月1日～4月30日	22日	250,000		
2月18日～3月17日	月 10日	月 日～月 日 日			80時間	
1月18日～2月17日	月 22日	月 日～月 日 日				
12月18日～1月17日	月 22日	月 日～月 日 日				
11月18日～12月17日	月 22日	月 日～月 日 日				
10月18日～11月17日	月 22日	月 日～月 日 日				
10月10日～10月17日	月 8日	月 日～月 日 日				
社会保険労務士記載欄	作成年月日-提出行名-事業主氏名	氏 名	電 話 番 号			
所長	次長	課長	係長	係		

①「被保険者番号」、②「事業所番号」

・資格取得等確認通知書から正確に転記してください。

⑧「被保険者期間算定対象期間」

A 一般被保険者等・・・一般被保険者又は高年齢被保険者

ア 「離職日の翌日」欄には、④欄の翌日を記入してください。

イ 左側の月日欄には、離職日の属する月から遡った各月における「離職日の翌日」に相当する日を記入してください。もし、応当日がない場合は、その月の末日を記入してください。

ウ 右側の月日欄には、離職日に相当する日を記入してください。もし相当する日がない場合は、その月の末日又は末日の前日を記入してください。

エ 離職日以前2年間（高年齢被保険者の場合は1年間）について（24か月まで）記入しますが、⑨欄の日数が11日以上の完全月が12か月以上（高年齢被保険者の場合は6か月以上）あればそれ以前の期間は省略できます。

離職日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄の日数が11日以上の完全月が12か月以上（高年齢被保険者の場合は6か月以上）ない場合は、⑨欄の日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を⑩欄に記入してください。

また、疾病、傷病等で30日以上賃金の支払を受けることができなかった場合は、最大離職日以前4年の期間を記入できる場合があります。（当該事実を確認できる書類が必要です。事前にハローワークにお問い合わせください。）

なお、一葉に書ききれない場合は、「続紙」として別葉に記入してください。

B 短期雇用特例被保険者

離職した月から順次さかのぼって暦月を記入してください。

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

・⑧の期間に賃金支払の基礎となった日数を記入してください。（有給休暇も算入し、半日でも1日として計上します。）
月給者については、月間全部を拘束する意味の月給制であれば30日（28日、29日、31日）の暦日数となり、1か月中、日曜、休日を除いた期間に対する給与であればその期間の日数となります。

⑩「賃金支払対象期間」

・賃金締切日の翌日から賃金締切日まで記入してください。

・離職日以前2年を記入します。ただし、完全月で⑩欄の基礎日数11日以上が、6か月以上あればそれ以前は省略できます。

離職日が令和2年8月1日以降であって、⑩欄の日数が11日以上の完全月が6か月以上ない場合は、⑩欄の日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を⑩欄に記入してください。

なお、労働者が船員の場合で、乗船・下船時等で大きく変動する賃金が定められている場合は、完全月で⑩欄の基礎日数11日以上の月が12か月必要な場合があります。

⑪「⑩の基礎日数」

・⑩の期間に賃金支払の基礎となった日数を記入してください。（有給休暇も算入し、半日でも1日として計算します。）
月給者については、月間全部を拘束する意味の月給制であれば30日（28日、29日、31日）の暦日数となり、1か月中、日曜、休日を除いた期間に対する給与であればその期間の日数となります。

⑫「賃金額」

A欄…賃金が月または週等により定められている場合。

月給者で変動手当（超過勤務手当等）のみが翌月払いである場合は、その額を当月に算入してください。

また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。

B欄…賃金が日、時間、出来高による場合にそれぞれ記入してください。

また、月決め手当と日給と両方ある場合は、A B欄に区別して記入し、A B欄の合計額を計欄に記入してください。

なお、主たる賃金とその他の諸手当の賃金締切日が異なる場合は、主たる賃金の賃金締切日により記載し、その他の諸手当は主たる賃金の賃金締切日に合わせて再計算した額を記入してください。

⑬「賃金に関する特記事項」

・毎月決まって支払われる賃金以外の賃金のうち、3か月以内の期間ごとに支払われるもの（以下「特別の賃金」という。）がある場合に、⑧欄に記載した期間内に支払われた特別の賃金の支給日、名称および支給額を記入してください。

なお、記入しない場合には斜線を引いてください。

※賃金の解釈については、70ページ参照

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（1）

1枚の離職証明書に記載できない場合

雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用)

続紙あり

④ 離職 年月日	令和	△	年 8	月 31	日
----------------	----	---	--------	---------	---

離職の日以前の賃金支払状況等								
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃金額			⑬ 備考
A 一般被保険者等	B 短期 雇用特例 被保険者				A	B	計	
離職日の翌日	9月1日	離職月	20日	8月1日 ~ 離職日	20日	100,000		
8月1日 ~ 離職日			20日	7月1日 ~ 7月31日	20日	100,000		
7月1日 ~ 7月31日		月	20日	6月1日 ~ 6月30日	20日	100,000		
6月1日 ~ 6月30日		月	22日	5月1日 ~ 5月31日	22日	110,000		
5月1日 ~ 5月31日		月	21日	4月1日 ~ 4月30日	21日	105,000		
4月1日 ~ 4月30日		月	22日	3月1日 ~ 3月31日	22日	110,000		
3月1日 ~ 3月31日		月	11日	2月1日 ~ 2月28日	日			
2月1日 ~ 2月28日		月	18日	1月1日 ~ 1月31日	日			
1月1日 ~ 1月31日		月	20日	12月1日 ~ 12月31日	日			
12月1日 ~ 12月31日		月	9日	11月1日 ~ 11月30日	日			
11月1日 ~ 11月30日		月	8日	10月1日 ~ 10月31日	日			
10月1日 ~ 10月31日		月	20日	9月1日 ~ 9月30日	日			
9月1日 ~ 9月30日		月	16日	8月1日 ~ 8月31日	日			
8月1日 ~ 8月31日								

続紙

雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用)								
続紙								
④ 離職 年月日	令和	△	年 8	月 31	日			
離職の日以前の賃金支払状況等								
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃金額			⑬ 備考
A 一般被保険者等	B 短期 雇用特例 被保険者				A	B	計	
離職日の翌日	月 日	離職月	日	~ 離職日	日			
7月1日 ~ 7月31日		月	18日	~	日			
6月1日 ~ 6月30日		月	19日	~	日			
~		月	日	~	日			
~		月	日	~	日			

[例示説明]

離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数（⑨欄）11日以上完全月が12か月（⑧A欄）以上必要です。1枚の離職証明書で⑧⑨欄、基礎日数11日以上完全月が12か月とれれば1枚だけで足りませんが、とれない場合は2枚の離職証明書になります。

2枚の離職証明書となる場合は、1枚目の離職証明書右上に「続紙あり」、2枚目の離職証明書右上に「続紙」と記入してください。

また、「続紙」として使用する離職証明書の記入は、①～④欄、事業主証明欄、⑧～⑭欄について記入してください。

[記入留意事項]

週5日 1日5時間勤務 時間給1,000円

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（２）
賃金締切日に変更があった場合

④ 離職 年月日	令和	△	年 8	月 5	日
----------------	----	---	--------	--------	---

離職の日以前の賃金支払状況等										
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃金額			⑬ 備考		
① A 一般被保険者等 離職日の翌日	8月6日				② B 短期 雇用特例 被保険者 離職月	③ A	③ B		計	
7月6日	～ 離職日	離職月	21日	8月1日	～ 離職日	4日		37,000		
6月6日	～ 7月5日	月	17日	7月1日	～ 7月31日	20日		185,000		
5月6日	～ 6月5日	月	17日	6月1日	～ 6月30日	18日		166,500		
4月6日	～ 5月5日	月	21日	5月21日	～ 5月31日	8日		74,000		賃金締切日変更
3月6日	～ 4月5日	月	21日	4月21日	～ 5月20日	22日		203,500		
2月6日	～ 3月5日	月	18日	3月21日	～ 4月20日	16日		148,000		
1月6日	～ 2月5日	月	21日	2月21日	～ 3月20日	22日		203,500		
12月6日	～ 1月5日	月	16日	1月21日	～ 2月20日	20日		185,000		
11月6日	～ 12月5日	月	17日		～	日				
10月6日	～ 11月5日	月	17日		～	日				
9月6日	～ 10月5日	月	21日		～	日				
8月6日	～ 9月5日	月	21日		～	日				
～		月	日		～	日				

[例示説明]

5月20日に賃金の締切を行った後、翌月の20日に行われるべき次回の締切日が繰り上げられて、当月以降末日となった場合。

[記入留意事項]

⑬欄の表示、⑩⑪⑫の各欄

[参考]

日給者 日額 8,000 円、残業手当有

⑫欄 主たる賃金が日を単位として算定されているため、賃金の総額を B 欄に記入してください。

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（3）
賃金形態に変更があった場合

④ 離職 年月日	令和	△	年 10	月 25	日
----------------	----	---	---------	---------	---

離職の日以前の賃金支払状況等								
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃金額			⑬ 備 考
Ⓐ 一般被保険者等	Ⓑ 短期 雇用特例 被保険者				Ⓐ	Ⓑ	計	
離職日の翌日	10月26日	離職月						
9月26日 ~ 離職日	離職月	21日	9月26日 ~ 離職日	21日	18,000	197,000	215,000	
8月26日 ~ 9月25日	月	21日	8月26日 ~ 9月25日	21日	18,000	197,000	215,000	
7月26日 ~ 8月25日	月	22日	7月26日 ~ 8月25日	22日	18,000	207,500	225,500	日給制に切替
6月26日 ~ 7月25日	月	30日	6月26日 ~ 7月25日	30日	228,000		228,000	
5月26日 ~ 6月25日	月	31日	5月26日 ~ 6月25日	31日	228,000		228,000	
4月26日 ~ 5月25日	月	30日	4月26日 ~ 5月25日	30日	228,000		228,000	
3月26日 ~ 4月25日	月	31日	~	日				
2月26日 ~ 3月25日	月	28日	~	日				
1月26日 ~ 2月25日	月	31日	~	日				
12月26日 ~ 1月25日	月	31日	~	日				
11月26日 ~ 12月25日	月	30日	~	日				
10月26日 ~ 11月25日	月	31日	~	日				
~	月	日	~	日				

[例示説明]

8月分より月給制から日給制に切り替えた場合。

[記入留意事項]

⑨⑩欄および⑫の A、B 計欄

⑬欄の変更月に変更後の賃金形態を記入してください。

[参考]

7月26日より賃金形態を月給から日給に変更

(変更前) 月給者 月額 210,000 円、通勤手当 8,000 円、家族手当 10,000 円 (7月25日まで)

(変更後) 日給者 日額 9,000 円、通勤手当 8,000 円、家族手当 10,000 円、残業手当有 (7月26日から)

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（４） 離職日の翌日に相当する日が各月にない場合

④ 離職 年月日	令和	△	年 10	月 30	日
----------------	----	---	---------	---------	---

離職の日以前の賃金支払状況等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間		⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃金額			⑬ 備 考
A 一般被保険者等	B 短期 雇用特例 被保険者		賃金支払対象期間			A	B	計	
離職日の翌日	10月31日		離職月	20日		10月21日	～	離職日	
9月30日	～	離職日	20日	10月21日	～	離職日	6日	47,850	
8月31日	～	9月29日	22日	9月21日	～	10月20日	21日	167,475	
7月31日	～	8月30日	17日	8月21日	～	9月20日	24日	191,400	
6月30日	～	7月30日	21日	7月21日	～	8月20日	10日	62,500	
5月31日	～	6月29日	21日	6月21日	～	7月20日	24日	191,400	
4月30日	～	5月30日	19日	5月21日	～	6月20日	21日	167,475	
3月31日	～	4月29日	21日	4月21日	～	5月20日	18日	143,550	
2月28日	～	3月30日	21日	3月21日	～	4月20日	21日	167,475	
1月31日	～	2月27日	10日	～	～	～	日		80時間
12月31日	～	1月30日	17日	～	～	～	日		
11月30日	～	12月30日	22日	～	～	～	日		
10月31日	～	11月29日	24日	～	～	～	日		
10月20日	～	10月30日	3日	～	～	～	日		

[例示説明]

離職日の翌日に相当する日が各月にない場合。

[記入留意事項]

⑧欄のAおよび⑨欄

⑧欄のAの左側月日欄は、「離職日の翌日に相当する日（喪失応当日）」を記入するが、相当する日がない月においては、その月の末日を記入してください。

したがって、暦の大の月の30日に離職した場合はすべてこの取扱いになります。

⑧⑨欄は原則、⑨欄の日数が11日以上ある月を12か月以上記入してください。

⑩～⑫欄は原則、完全月で⑩欄の日数が11日以上ある月を6か月以上記入してください。

離職日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄の日数が11日以上の完全月が12か月以上ない場合、または、⑩欄の日数が11日以上の完全月が6か月ない場合は、⑨欄及び⑩欄の基礎日数が10日以下の期間について、該当期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

[参考]

資格取得年月日 令和〇年10月20日

日給者 日額6,000円、特殊作業手当日額100円、残業手当有

⑨、⑩欄 賃金支払基礎日数には有給休暇の日数も算入されます。

(例示：6月21日～7月20日 基礎日数24日＝働いた日23日＋有給1日)

⑫欄 月を単位として支払われるものがないため、賃金の総額をB欄に記入してください。

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（5）
日給月給者で欠勤があり賃金が減額された場合
（一定の日数を基本給の支払い対象とする月給制の場合）

④ 離職 年月日	令和	△	年 9	月 30	日
----------------	----	---	--------	---------	---

離職の日以前の賃金支払状況等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃金額			⑬ 備考	
① 一般被保険者等 離職日の翌日	② 10月1日				③ 短期 雇用特例 被保険者 離職月	④ (A)	⑤ (B)		⑥ 計
9月1日	～ 離職日	22 日	9月1日 ～ 離職日	22 日	250,000				
8月1日	～ 8月31日	月 22 日	8月1日 ～ 8月31日	22 日	250,000				
7月1日	～ 7月31日	月 17 日	7月1日 ～ 7月31日	17 日	209,677			5日間欠勤	
6月1日	～ 6月30日	月 22 日	6月1日 ～ 6月30日	22 日	250,000				
5月1日	～ 5月31日	月 22 日	5月1日 ～ 5月31日	22 日	250,000				
4月1日	～ 4月30日	月 22 日	4月1日 ～ 4月30日	22 日	250,000				
3月1日	～ 3月31日	月 22 日	～	日					
2月1日	～ 2月28日	月 22 日	～	日					
1月1日	～ 1月31日	月 22 日	～	日					
12月1日	～ 12月31日	月 22 日	～	日					
11月1日	～ 11月30日	月 22 日	～	日					
10月1日	～ 10月31日	月 22 日	～	日					
～	～	月 日	～	日					

[例示説明]

一定の日数を基本給の支払い対象とする月給制で、欠勤するとその日の分の基本給が減額される場合。7月20日～7月24日の5日間欠勤したため、賃金が事業所の就業規則に基づき、その日数分の賃金が減額された場合、基礎日数も5日減ぜられる。

[記入留意事項]

7月に5日間欠勤があるので、7月の⑨⑩欄の日数から5日を除いた日数を記載し、⑫欄には減額後の賃金額を記載してください。

[参考]

日給月給者 月額 250,000 円
賃金支払基礎日数 22 日

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（6）
日給月給者で欠勤があり賃金が減額された場合
（勤務を要しない日は、基本給の支給対象としない月給制の場合）

④ 離職 年月日	令和 △	年 10	月 31	日
----------------	---------	---------	---------	---

離職の日以前の賃金支払状況等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃金額			⑬ 備考	
① A 一般被保険者等 離職日の翌日	② B 短期 雇用特例 被保険者 11月1日				離職月	① A	② B		計
10月1日 ~ 離職日		21 日	10月26日 ~ 離職日	5 日	31,250				
9月1日 ~ 9月30日		月 19 日	9月26日 ~ 10月25日	19 日	160,000				
8月1日 ~ 8月31日		月 18 日	8月26日 ~ 9月25日	19 日	143,750			8/26欠勤	
7月1日 ~ 7月31日		月 22 日	7月26日 ~ 8月25日	20 日	137,500			8/24,8/25欠勤	
6月1日 ~ 6月30日		月 22 日	6月26日 ~ 7月25日	20 日	160,000				
5月1日 ~ 5月31日		月 18 日	5月26日 ~ 6月25日	23 日	160,000				
4月1日 ~ 4月30日		月 21 日	4月26日 ~ 5月25日	17 日	160,000				
3月1日 ~ 3月31日		月 22 日	~	日					
2月1日 ~ 2月28日		月 20 日	~	日					
1月1日 ~ 1月31日		月 20 日	~	日					
12月1日 ~ 12月31日		月 19 日	~	日					
11月1日 ~ 11月30日		月 18 日	~	日					
~		月 日	~	日					

[例示説明]

土曜日、日曜日及び祝日の勤務を要しない日は、基本給の支給対象としない月給制。8月24日～8月26日の3日間欠勤したため、賃金が事業所の就業規則等に基づき減額された場合、基礎日数も3日減ぜられる。

[記入留意事項]

⑨⑩欄には、土日祝日及び欠勤日を除いた日数（実際に勤務した日、有給休暇等賃金支払の基礎となった日）を記載し、⑫欄には減額後の賃金額を記載してください。

[参考]

日給月給者 月額 150,000 円、皆勤手当 10,000 円

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（7）
疾病により引き続き 30 日以上賃金支払がなかった場合

④ 離職年月日	令和	△	年	月	日
				10	20

離職の日以前の賃金支払状況等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数	⑫ 賃金額			⑬ 備考	
① 一般被保険者等	② 短期雇用特例被保険者				③ (A)	④ (B)	⑤ 計		
離職日の翌日	10月21日	離職月	9月21日 ~ 離職日	7日					
RO	R△	月	RO	18日					
12月21日 ~	1月20日		12月21日 ~	1月20日	18日		39,200	自R△.1.18~	
11月21日 ~	12月20日	月	11月21日 ~	12月20日	20日		100,800	至R△.9.24の	
10月21日 ~	11月20日	月	10月21日 ~	11月20日	17日		112,000	250日間	
9月21日 ~	10月20日	月	9月21日 ~	10月20日	21日		95,200	交通事故による	
8月21日 ~	9月20日	月	8月21日 ~	9月20日	18日		117,600	傷病のため欠勤	
7月21日 ~	8月20日	月	7月21日 ~	8月20日	22日		100,800	賃金支払なし	
6月21日 ~	7月20日	月					123,200		
5月21日 ~	6月20日	月							
4月21日 ~	5月20日	月							
3月21日 ~	4月20日	月							
2月21日 ~	3月20日	月							
1月21日 ~	2月20日	月							

[例示説明]

疾病により引き続き 30 日以上賃金支払がなかった場合。

[記入留意事項]

⑧～⑫欄は、全く賃金支払のなかった期間分の記入は必要ありません。

⑬欄には、疾病により引き続き 30 日以上賃金支払がなかった場合、賃金支払がなかった期間およびその日数並びに原因となった疾病名等を記入してください。

※その事実を証明する医師の診断書（写しで可）等を添付してください。

[参考]

日給者

離職の日以前 2 年間又は 1 年間に①疾病、②負傷、③事業所の休業、④出産、⑤事業主の命による外国における勤務等の理由で引き続き 30 日以上賃金の支払を受けることができなかつた場合（※注）は、賃金の支払を受けることができなかつた日数を加算した期間（最高 4 年間）について上記の例のように⑧～⑫欄に記入する。

※注 同一の理由により賃金の支払を受けることができなかつた期間が途中で中断し、その期間が 30 日未満である場合は、期間の日数を加算することができる場合がありますので、ハローワークに確認してください。

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（8）
休業手当の支払があった場合

④ 離職年月日	令和	△	年	月	日
				10	31

離職の日以前の賃金支払状況等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数	⑫ 賃金額			⑬ 備考	
① A 一般被保険者等	② B 短期雇用特例被保険者				④ A	⑤ B	⑥ 計		
離職日の翌日	11月1日	離職月	10月1日 ~ 離職日	31日	200,000				
10月1日 ~ 離職日		離職月	10月1日 ~ 離職日	31日	200,000				
9月1日 ~ 9月30日		月	9月1日 ~ 9月30日	30日	200,000				
8月1日 ~ 8月31日		月	8月1日 ~ 8月31日	31日	180,000			休業5日 30,000円	
7月1日 ~ 7月31日		月	7月1日 ~ 7月31日	31日	200,000				
6月1日 ~ 6月30日		月	6月1日 ~ 6月30日	30日	188,000			休業3日 18,000円 休業期間中の 所定休日2日	
5月1日 ~ 5月31日		月	5月1日 ~ 5月31日	31日	200,000				
4月1日 ~ 4月30日		月	~	日					
3月1日 ~ 3月31日		月	~	日					
2月1日 ~ 2月28日		月	~	日					
1月1日 ~ 1月31日		月	~	日					
12月1日 ~ 12月31日		月	~	日					
11月1日 ~ 11月30日		月	~	日					
~		月	~	日					

[例示説明]

事業主の都合により休業が実施され、労働基準法第26条による休業手当が支払われた場合。

[記入留意事項]

⑬欄に「休業」の表示、休業日数、休業手当を記入してください。

⑨欄及び⑩欄の基礎日数には休業手当の支払われた日数を含めて記入してください。

⑫欄の賃金額には賃金+休業手当額を記入してください。

また、一日のうちの一部が休業した場合であって、休業した部分について休業手当が支給された場合は、休業手当を除いた賃金額が平均賃金の60%以上の場合には休業日数については記載の必要はありません（賃金+休業手当額がその日の賃金となります。）。休業手当を除いた賃金額が平均賃金の60%未満の場合には、休業日数は1日とし、その日に支払われた休業手当+賃金の額を⑬欄に記載してください。

月給者および月間全部を拘束する意味の月給者以外の月給者の方で、休業手当が支払われた日とその直後の休業手当が支払われた日との間に就業規則等に規定された所定休日のみがある場合には、その休日については休業期間中の所定休日として記入してください。

なお、離職日前完全月6月の全期間にわたって休業手当が支払われている場合は、⑩～⑫欄について休業開始直前6ヶ月が確認出来るまで記入してください。

[参考]

月給者 月額 200,000 円
休業手当（労働基準法第26条）

[補足]

休業手当が支払われた日とその直後の休業手当が支払われた日との間に就業規則等に規定された所定休日のみがある場合の例

「休業期間中の所定休日」として⑬欄に記入が必要となる休日の条件

→ 休業手当が支払われた日とその直後の休業手当が支払われた日との間に就業規則等に定められた所定休日(有給休暇は含まない)のみがあること

【用例】

- ・ 「休手」は、労働基準法第26条による休業手当
- ・ 「休日」は、就業規則等に定められた所定休日(有給休暇は含まない)
- ・ 休業手当は、ここでは1日5,200円で設定
- ・ 例1～5は、1賃金月単位を前提
- ・ ○は⑬欄に記入が必要となる休日
- ・ ×は⑬欄に記入を要しない休日

(例1) 休日も差し引く日数に加算できるケース

26日	27日	28日	29日	30日	1日	2日
木	金	土	日	月	火	水
勤務	休手	休日	休日	休手	休手	勤務
×	○	○	○	○	○	×

← 180日から日数として差し引くことができる日

【離職票の記載】

休業3日 15,600円 休業期間中の所定休日2日

【賃金日額の算定にあたっての休業日数の取扱】

180日 - (3日土はさまっている休日2日) = 175日

(例2) 休日を差し引く日数に加算できないケース

26日	27日	28日	29日	30日	1日	2日
木	金	土	日	月	火	水
勤務	休手	休日	休日	勤務	勤務	勤務
×	○	×	×	×	×	×

【離職票の記載】

休業1日 5,200円

【賃金日額の算定にあたっての休業日数の取扱】

180日 - 1日 = 179日

(例3) 休日を差し引く日数に加算できないケース

26日	27日	28日	29日	30日	1日	2日
木	金	土	日	月	火	水
勤務	休手	休日	休日	勤務	休手	勤務
×	○	×	×	×	○	×

【離職票の記載】

休業2日 10,400円

【賃金日額の算定にあたっての休業日数の取扱】

180日 - 2日 = 178日

(例4) 休日を差し引く日数に加算できるものと加算できないものが一賃金月にあるケース

26日	27日	28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
勤務	休手	勤務	休日	休手	休日	休手	勤務	休手	休日	休日	勤務
×	○	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×

【離職票の記載】
休業4日 20,800円 休業期間中の所定休日1日

【賃金日額の算定にあたっての休業日数の取扱】
180日 - (4日 + はさまっている休日1日) = 175日

(例5) 休日を差し引く日数に加算できるものと加算できないものが一賃金月にあるケース

26日	27日	28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
休手	休日	休手	休日	休手	休日	勤務	休日	休手	休日	休手	休手
○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○

【離職票の記載】
休業6日 31,200円 休業期間中の所定休日3日

【賃金日額の算定にあたっての休業日数の取扱】
180日 - (6日 + はさまっている休日3日) = 171日

(例6) 賃金月の賃金支払対象期間の初日、末日が所定休日のケース

賃金月(A)			賃金月(B)							賃金月(C)		
26日	27日	28日	29日	30日	~	25日	26日	27日	28日	29日	30日	
木	金	土	日	月		月	火	水	土	日	月	
休手	休日	休日	休日	休手		勤務	休手	休日	休日	休日	勤務	
○	○	○	○	○		×	○	×	×	×	×	

【離職票の記載】賃金月(B)
休業2日 10,400円 休業期間中の所定休日2日

【賃金日額の算定にあたっての休業日数の取扱】賃金月(B)
180日 - (2日 + はさまっている休日2日) = 176日

※ 賃金月の賃金支払対象期間の初日、又は末日が所定休日であるため、当該所定休日が休業期間中の所定休日となるかについては、当該月の直前又は直後の月における所定休日や休業手当が支払われた日を確認する必要があります。

※ 賃金月(A)であれば、27日(金)は休業期間中の所定休日としてカウントされることとなる。

(例7)賃金月の賃金支払対象期間の初日が所定休日のケース②

← 賃金日額算定の基礎期間外の月 (A)			賃金月(B)									賃金日額算定の基礎期間外の月 (C)		
26日	27日	28日	29日	30日	~	25日	26日	27日	28日	29日	30日			
木	金	土	日	月		月	火	水	土	日	月			
休手	休日	休日	休日	休手		勤務	休手	休日	休日	休日	勤務			
○	○	○	○	○		×	○	×	×	×	×			

【離職票の記載】賃金月(B)
 休業2日 10,400円 休業期間中の所定休日2日

【賃金日額の算定にあたっての休業日数の取扱】賃金月(B)
 $180日 - (2日 + \text{はさまっている休日} 2日) = 176日$

※ 賃金日額算定の基礎期間となる賃金月の最初の日が所定休日の場合、当該所定休日が休業期間中の所定休日となるかについては、当該月の直前の月における所定休日や休業手当が支払われた日を確認する必要があり、直前の月が基礎期間外であっても確認必要。なお、当然ながら、基礎対象期間外の所定休日や休業手当が支払われた日は、180日から差し引く日数としてカウントしない。

※ 月(A)は、賃金日額算定の基礎期間外であるため、当然ながら、27日(金)は休業期間中の所定休日としてカウントされない。

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（9）
短期雇用特例被保険者の場合

④ 離職 年月日	令和	△	年 11	月 20	日
----------------	----	---	---------	---------	---

離職の日以前の賃金支払状況等								
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃金額			⑬ 備考
① 一般被保険者等	② 短期雇用特例被保険者				③	④	⑤	
離職日の翌日	月 日	離職月	11月1日 ~ 離職日	13日	⑦	⑧	⑨	
~	離職日	離職月	13日	11月1日 ~ 離職日	13日		143,000	
~		10月	20日	10月1日 ~ 10月31日	20日		220,000	
~		9月	21日	9月1日 ~ 9月30日	21日		231,000	
~		8月	21日	8月1日 ~ 8月31日	21日		231,000	
~		7月	21日	7月1日 ~ 7月31日	21日		231,000	
~		6月	18日	6月1日 ~ 6月30日	18日		198,000	
~		5月	13日	5月10日 ~ 5月31日	13日		143,000	
~		月	日	~	日			
~		月	日	~	日			
~		月	日	~	日			
~		月	日	~	日			
~		月	日	~	日			
~		月	日	~	日			

[例示説明]

短期雇用特例被保険者が退職した場合。（資格取得日 R△. 5. 10）

[記入留意事項]

⑨欄 一般被保険者の場合と異なり、暦月による賃金支払基礎日数を記入してください。

[参考]

日給者 日額 11,000 円

特例一時金の受給資格要件は、離職の日以前1年間に賃金支払の基礎になった日数が11日以上ある月が6か月以上あることとなっています。